

請 願

平成22年6月須賀川市議会定例会

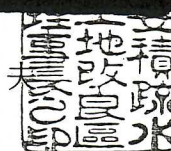
請願番号	受 理 年月日	請 願 名	請 願 者	紹介議員	資 料 ページ
請願第6号	22. 3. 16	農業農村整備事業の予算確保に関する意見書の提出について	郡山市	加藤和記	1
			安積疎水土地改良区 理事長 本田 陸夫		
請願第7号	22. 5. 28	細菌性髄膜炎から子どもたちを守るワクチンの早期定期接種化等を求める意見書の提出を求める請願書	須賀川市	森 新男 丸本由美子	2
			新日本婦人の会須賀川支部 支部長 片野ミチ子		
請願第8号	22. 5. 28	子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願書	須賀川市	森 新男 丸本由美子	3
			新日本婦人の会須賀川支部 支部長 片野ミチ子		

請 願 書

平成22年 3 月 16 日

須賀川市議会
議長 渡辺 忠次 様

福島県郡山市
安積疏水土地改良区
理事長 本田 陸



紹介議員

加藤和記 (加藤)

農業農村整備事業の予算確保に関する意見書の提出について

安積疏水土地改良区はこれまで、豊かな地域資源や恵まれた資源環境を活かし、我が国有数の食糧供給基地として、高品質で安全・安心な農産物の生産に努めると共に、常に国の政策に呼応しながら各種事業の推進に取り組んで参りました。

しかし、本県では基幹的な労働力の6割を65歳以上の農家が担っており、その中でも75歳以上の農家が3割を占めていること、これまで担い手の確保や農地の集積に大きく貢献してきたは場整備の進捗についても地域間で大きな差異があることから、このままでは福島県農業を担う農家の確保ができなくなることが懸念される状況にあります。

また、安積疏水管内には、国・県営事業で造成された農業用施設や揚水機場、23.2kmに及ぶ基幹的な用水路があります。これらの施設の中には、既に耐用年数を超えたものもあり、これらを老朽化が進行するままに放置することは、これからの農業を支えるべき農業水利施設の崩壊を招き、福島県農業そのものが成り立たなくなる大きな危険性を孕んでいます。

このような状況を打開するため、安全・安心で安価な農産物を安定的に供給するために必要な生産基盤の整備、国土保全など農業・農村が持つ多目的機能の持続的な発揮及び、農村地域での快適な生活環境を確保し定住化を図るための生活環境基盤の整備を進める農業農村整備事業は、安積疏水においては今後とも必要不可欠なものであります。

農業農村整備事業が食料の生産、国土保全及び農村環境の維持に大きく貢献している現状と現下の窮状をご理解いただき、下記事項について、政府及び関係機関に対し意見書を提出して下さるようお願いいたします。

記

- 1 農業農村整備に係る諸施策について、積極的な展開を図ること。
そのために必要となる予算を確保すること。



2010年5月28日

須賀川市議会議長 渡辺忠次 様

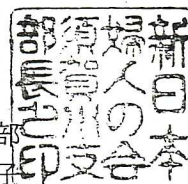
請願団体

須賀川市

TEL0248-

新日本婦人の会須賀川支部

支部長 片野ミチ子



紹介議員

森 新 男
丸 本 由 美 子



細菌性髄膜炎から子どもたちを守るワクチンの
早期定期接種化等を求める意見書の提出を求める請願書

細菌性髄膜炎は、国内での5歳未満の発症者数が年間約600人以上、そのうち約5%が死亡、約20%に後遺症が残るといわれており、乳幼児にとってきわめて重篤な感染症です。発症の原因は、インフルエンザ菌b型（以下「Hib」）によるものが約6割、肺炎球菌によるものが約3割で、この2つの原因菌が全体の約9割を占めていますが、発症初期は発熱以外に特別な障害がなく、早期診断が困難であることから、その対処法としては罹患前のワクチンによる予防が非常に有効であるといわれています。

Hib ワクチンは、平成10年にWHOが乳児への定期接種を推奨する声明を出したことを受け、現在100カ国以上で承認され、90カ国以上で定期予防接種がおこなわれています。これらの国々では、Hibによる細菌性髄膜炎が激減しており、副作用も軽微で安全性が高いことや医療費の削減効果が報告されています。

一方、我が国においては、Hib ワクチンは平成19年1月に承認、一昨年12月から販売が開始されましたが、いまだに任意接種であり、公的支援も充分ではないことから、4回の接種費用が約3万円前後と自己負担が大きく、全国的な導入普及が遅れています。また肺炎球菌ワクチンについても、乳幼児に使用できる七価ワクチンがようやく昨年8月に承認されたばかりです。

国内の細菌性髄膜炎の発症を未然に抑止し、医療費の削減をすすめるためにも、Hib ワクチン及び肺炎球菌ワクチンの定期接種化等が急がれるところです。

よって、細菌性髄膜炎から子どもたちを守るために下記の事項に取り組まれるよう、意見書を採択の上、国に提出していただくようお願い申し上げます。

【請願項目】

1. すみやかに細菌性髄膜炎を予防接種法による定期接種対象疾患（一類疾病）に位置づけること
2. Hib ワクチンと肺炎球菌ワクチンの安定供給のための措置を講じること



2010 年 5 月 28 日

須賀川市議会議長 渡辺忠次 様

請願団体

須賀川市

Tel.0248-

新日本婦人の会須賀川支部

支部長 片野ミチ子



紹介議員

森 新男
丸本由美子



子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願書

子宮頸がんを予防するワクチンが日本でも認可され、接種が始まりました。

子宮頸がんは、日本の20歳代の女性では乳がんを抜いて、発症率が一番高いがんで、年間15,000人以上が発症し、約3,500人が命を落としています。その原因は、HPV（ヒトパピローマウイルス）の感染によるもので、ワクチンで予防できる唯一のがんです。

HPVは性交渉で感染するため、性行動を始める前の10歳代の女性がワクチンの対象となります。皮下注射による3回の接種で4万円～6万円の全額が自己負担となり、公的援助が不可欠です。あわせて、自分の体と性について正しい知識を得る機会とするため、この間、後退させられた学校での性教育をつよめることが必要です。このことが、女性の生涯にわたる「性と生殖に関する健康・権利」（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）を保障することにつながります。

すでに世界では、100カ国以上でこのワクチンが使われ、先進国約30カ国で公費助成が行われています。日本でも自治体が独自の助成を開始し、日本産婦人科学会や日本小児科学会も、11～14歳の女子に公費負担で接種するよう求めています。

新日本婦人の会は、女性のいのちと健康、人権を守るため、以下のとおり請願します。

【請願項目】

1. 子宮頸がん予防ワクチンを無料で接種できるよう公費助成をおこなうこと
2. 国にむけて子宮頸がん予防ワクチン接種に助成をおこなうよう要望すること



陳 情

平成22年6月須賀川市議会定例会

陳情番号	受 理 年月日	陳 情 名	陳 情 者	資料 ページ
陳情第1号	H22.5.24	安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書	仙台市 国土交通省管理職ユニオン東北支部 執行委員長 堀井 寿	1~2

平成22年 5月21日

安全・安心な国民生活実現のため、防災・生活関連予算の
拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書

須賀川市議会議長

渡辺 忠次 殿

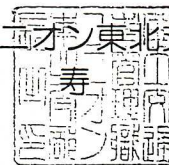
住所

仙台市

国土交通省管理職ユニオン東北支部

陳情者

氏名 国土交通省管理職ユニオン東北支部
執行委員長 堀井 寿



陳情の趣旨【要旨及び理由】

平成19年4月に設置された地方分権改革推進委員会（分権委員会）は、地方分権改革の推進として、第1次(H20.5.28)、第2次(H20.12.8)、第3次(H21.10.7)、第4次(H21.11.9)と相次いで勧告を提出しています。

第4次勧告では、「直轄事業制度の改革に向け、国の直轄事業範囲の限定、関係する国の出先機関の縮減・廃止、直轄事業負担金制度の廃止、道路・河川の移管に伴う国民負担率並みの交付金の創設、地方自治体と事前に協議する仕組みの創設などについて、直ちに工程表を作成し、速やかに取り組むべきである」としています。

私たちは、このような地方分権改革に対しては、地方自治体の財政状況によって社会資本の整備・管理に地域間の格差を生じさせ地方切り捨てに拍車をかけることや、近年の異常気象による局地的豪雨・台風の大型化や頻発する地震などの災害から国民の安全・安心が守られないのではないかと強い危惧を持っています。

今、「ムダの排除」として、公共事業の見直し論議が、世論・マスコミ報道等を通じ盛んに行われています。また、河川、道路等の改修・管理にあたっては「二重行政」の論調のもと、「ムダなことをしている」「管理レベルが異なる」などとし、必要な予算の縮減、出先機関の廃止に結びつけようとしています。そのことは当該地域の特性や重要性等に基づき、国と地方自治体のそれぞれの役割分担により実施しているものであり、なんら二重行政やムダであるとの指摘は当てはまらないものと考えます。

憲法第25条は、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進を国の社会的使命としています。こうした基本原則からも国民の安全・安心を守る社会資本の整備・管理は、国が責任を持って実施するのが憲法上の責務ではないでしょうか。

さらに、昨今の経済情勢等から、地域住民の暮らしや雇用情勢は危機的状況にあり、特に東北の疲弊はかつて無いものとなっています。

地域住民が安全・安心・快適に暮らせる社会資本整備と管理のため、防災・生活関連予算の確保、拡充は必須であり、かつそのことが地方の中小建設関連業者の経営安定、雇用情勢の改善にもつながっていくものと考えます。

私たちは、住民自治、国と地方の適切な役割分担、財源とその配分・使途など、改善すべき課題はたくさんあると認識しています。しかし、憲法を遵守する立場である私たち国家公務員労働者は全ての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を守る義務があり、どの地域に住んでいても平等・公平に行政の恩恵を受ける立場から、地域間格差、地方切り捨てにつながる現在の地方分権改革の動きには賛同できるものではありません。よって国民の生命と財産を守ることは「国の責務」として存続するよう以下の項目について採択されるよう陳情します。

記

1. 「地方分権」「地方主権」については、拙速に結論を出すことを避け、国民生活に対するメリット、デメリットなどの情報を事前に開示し、十分な時間を確保した議論を経た後に結論を出すこと。
2. 防災、生活・環境保全、維持関連公共事業予算の確保・拡充をはかること。
3. 現在直轄で整備・管理している道路・河川行政は国の責任を明確にし、安易な地方整備局・事務所・出張所の廃止や地方移譲は行わないこと。

陳情事項

地方自治法第99条に基づき国会及び陳情の主旨に基づいた関係機関へ意見書を提出して下さい。

意見書提出先：内閣総理大臣、国土交通大臣、福島県知事

以上